

薬物の濫用の防止に関する条例(概要)について

目的

県が薬物の濫用を防止するための施策を推進し、及び必要な規制等を行うことにより県民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するとともに、公の秩序又は善良の風俗を維持し、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現を図る。

条例の方向性

指定薬物の成分指定には時間を要することから、成分を指定せずに、危険ドラッグ等中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下「興奮等の作用」という。)を有する蓋然性が高く、かつ人体にみだりに使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物(医薬品、酒類及びたばこを除く。以下「危険薬物」という。)が貯蔵、陳列されている県内の店舗等(現在12店舗)について、危険薬物が人の身体にみだりに使用されるおそれがあると認められる店舗等を「知事監視店」として指定し、告示するとともに、当該店舗等にある全ての危険薬物(以下、「知事監視危険薬物」という。)の販売し、又は授与(以下、「販売等」という。)に一定の規制を行う。

また、何人も危険薬物を吸入、摂取その他の方法で身体にみだりに使用することを禁止する。

規制内容

必要な手続等

○県民

- ① 危険薬物を身体に使用してはならない
- ② 法令等に違反する薬物を使用等したことを知った者は、県等に通報しなければならない

○知事監視店(知事監視店販売者)

- ③ 知事監視店販売者は、知事監視危険薬物の直接の容器又は直接の被包に、責任の所在等のための表示を行う(製造者、販売者、問合せ先)
- ④ 知事監視店販売者は、販売等する危険薬物を身体にみだりに使用することを助長等する広告等を行ってはならない
- ⑤ 知事監視店販売者は、販売等の際、購入者の氏名、住所の確認を行う
- ⑥ 知事監視店販売者は、購入者(未成年者の場合は、その保護者も含む)に対し、説明書に基づいて用途、使用方法等に関する説明を行い、その説明書を交付する
- ⑦ 知事監視店販売者は、購入者から身体へみだりに使用しない旨の誓約書の提出を受ける(購入者が未成年者の場合は、その保護者から説明書記載事項を遵守させる旨等を記載した書面を直接受けなければならない)
- ⑧ 知事監視店販売者は、危険薬物の購入先等の記録及び保存を行う

○購入者(行為者)

- ⑨ 知事監視店販売者以外の者から危険薬物を購入等し、県内で所持した者は、身体へみだりに使用しない旨の誓約等を記載した書面を知事に提出する

○その他

- ⑩ 知事は、県外の危険薬物販売者に対し、県内で危険薬物の身体への使用が禁止されていることその他規制の内容等を記載した書面を交付することができる。
- ⑪ 知事は、県外のインターネット店等の情報について、国及び所在地の自治体へ情報提供を行う

平成26年10月7日施行：①②

平成26年12月1日施行：③～⑪

実効性を担保するための措置

- 監視等に係る権限（平成 26 年 10 月 7 日施行）
 - ・警察職員等による立入調査
- 知事監視店に対する措置
 - ・立入調査
 - ・違反者への警告（③～⑨）
 - ・警告に従わない者に対する警告に従うよう命ずる命令（③～⑧）
 - ・上記警告に従わない者に対する販売中止等命令（③～⑧）
- 罰則（平成 26 年 12 月 1 日施行）
 - ・50 万円以下の罰金
 - 販売中止等命令に違反した者（③～⑧）
 - ・20 万円以下の罰金
 - 立入調査を拒む等した者
 - ・5 万円の過料
 - 危険薬物を身体使用した者（①）

〔規制概要〕

